

二戸市社会福祉協議会通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人二戸市社会福祉協議会が開設する二戸市社会福祉協議会通所介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 二戸市社会福祉協議会通所介護事業所

(2) 所在地 二戸市仁左平字横手2番地3

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 2名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(6) 調理員 2名以上

調理員は、利用者の嗜好等の把握を行い、個々に応じた食事サービスの提供を行う。

2 従事者の員数は、介護保険法第74条第1項の規定に基づき厚生労働省令の定めによるものとする。ただし、前項の員数は業務の状況に応じて増減できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間 8時15分から17時までとする。

(3) サービス提供時間 9時15分から16時30分までとする。

(4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は30名とする。

(通所介護の内容)

第7条 通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

(4) 送迎サービス

(5) 入浴サービス

(6) 食事サービス

(7) 相談、助言等に関すること

(通所介護計画の作成等)

第8条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護の利用料)

第9条 事業所が提供する通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証のとおりとする。但し、支給限度基準額を超えるサービスの費用は、全額を利用者負担とする。尚、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食材料費 食事1回分につき550円

(2) 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、二戸市内とする。ただし、通常の実業の実施地域以外にも通所可能な近隣地域も対象とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、通所介護の実施中に、利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 通所介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時は避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の他必要な事項を記録するものとする

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための感染対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の

内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人二戸市社会福祉協議会の会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。